

審 議 会 等 調 書

名称	佐伯市情報公開・個人情報保護審査会		
設置目的	行政不服審査法による審査請求に対し、佐伯市情報公開条例の規定による公開等の決定及び佐伯市個人情報保護条例の規定による個人情報開示決定等を行った実施機関が重ねて実質的な判断をすることを避け、その審査及び判断の客観性、公平性を確保するとともに、複数の委員による慎重な審議を通じてより妥当な結論を導くため		
設置根拠等	佐伯市情報公開条例		
設置年月日	平成17年3月3日	委員数	5人
審議事項等	<p>1 佐伯市情報公開条例の規定によりその権限に属することとされた次に掲げる事務</p> <p>(1) 佐伯市情報公開条例第26条第2項の規定により諮問された公開等の決定又は公開請求に係る不作為に係る事項について調査審議すること。</p> <p>(2) 佐伯市情報公開条例第29条第2項の規定により、苦情の申出について意見を述べること。</p> <p>2 佐伯市個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた次に掲げる事務</p> <p>(1) 佐伯市個人情報保護条例第4条ただし書の規定により、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集することについて意見を述べること。</p> <p>(2) 佐伯市個人情報保護条例第6条第1項第5号の規定により、本人以外のものから個人情報を収集することについて意見を述べること。</p> <p>(3) 佐伯市個人情報保護条例第6条第2項第5号の規定により、本人に対し利用目的を明らかにしないことについて意見を述べること。</p> <p>(4) 佐伯市個人情報保護条例第7条第1項第7号の規定により、目的外利用等について意見を述べること。</p> <p>(5) 佐伯市個人情報保護条例第8条第2項の規定により、オンライン結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について意見を述べること。</p> <p>(6) 佐伯市個人情報保護条例第29条第1項の規定により諮問された開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る事項について調査審議すること。</p> <p>(7) 佐伯市個人情報保護条例第32条第2項の規定により、苦情の申出について意見を述べること。</p>		

	3 情報公開の運営に関する重要な事項及び個人情報の保護に関する施策その他の重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。
事務局担当課名	総務部 総務課 法制係 電話番号 22-4554 内線 536
備考	